（別紙）

**今般の臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う課題点や今後の改善点等について**

令和6年10月17日

大阪府危機管理室

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表された際には、府民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、国・都道府県・市町村の的確な役割分担に基づく行政による適切な情報発信が重要であると考え、以下のとおり、提案いたします。

1. **府民・事業者への呼びかけについて**

　南海トラフ地震防災対策推進基本計画等には臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表された場合の国・地方公共団体の役割や講ずべき措置等が一定規定されているが、抽象的な記述に留まるため、今般の発表を受け、全国で対応の差異が生じるなど一部混乱も見られた。

今後、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、法的強制力がないものの、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の住民・事業者（不特定多数の者が出入りする商業施設・宿泊施設・海水浴場等を含む）に対し、命を守る適切な行動に繋がるよう、市町村と連携した、より重点的かつ的確な呼びかけが必要と考えている。

国において臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表された場合の、国としての基本的な考え方や、国・都道府県・市区町村の役割や講ずべき措置基準をより具体的かつ明確に示して頂きたい。

**②　学校（府立・市町村立・私立）の対応について**

　臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、学校の立地状況、周辺の交通状況等を勘案し、休校や学校行事（修学旅行や入学・卒業式等）の開催可否を判断する必要があるが、自治体や学校単位で対応に差が生じ、住民や児童・生徒に混乱が生じないよう、所管省庁において統一的な判断基準を示して頂きたい。

　併せて、臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の「事前避難対象地域」への修学旅行等の学校行事の実施に関し、業者等との調整も含め統一的な判断基準を示して頂きたい。

**③　医療施設・社会福祉施設等の対応について**

臨時情報（巨大地震警戒・注意）が発表された場合、災害時における救急医療体制を確保する災害拠点病院等においては、応急対策に特段の配慮が必要となる。また、津波浸水区域など特に注意が必要な区域に立地する医療施設・社会福祉施設等においても、命を守る行動への準備が必要となる。加えて、在宅患者等においては、透析や人工呼吸器が必要な方など、疾病や障がい等の状況により、きめ細かな対応が必要となる。

これらを踏まえ、所管省庁において施設や在宅等の類型に対応した統一的な留意事項を平時から事前に示すとともに、臨時情報発表時にも速やかに同事項を示して頂きたい。

**④イベント開催について**

　臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、民間主催のイベントを含め、会場の立地や規模、避難経路・手段等を総合的に勘案し、主催者が中止等の判断を行うことになるが、社会経済活動への影響を鑑み、国においてイベント開催の可否に関する統一的な判断基準を示して頂きたい。

**⑤公共発注工事などの継続について**

　臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、公衆災害防止の観点から工事箇所や内容等を総合的に勘案し、工事休止等の判断を行うことになるが、社会経済活動への影響を鑑み、民間工事も含め、所管省庁において工事継続の可否に関する統一的な判断基準や労働安全衛生面での留意事項を示して頂きたい。